

お知らせ

2022年7月1日
農林中央金庫

預金規定改定のお知らせ

一部預金にかかる取扱いの変更に伴い、預金規定を2022年8月1日（月）より改定いたします。
改定後は、下記の対象預金（通知預金・大口定期預金等）について、証券類の預け入れを日銀小切手または当店券に限定し、その他の証券類（他店券等）の預け入れができなくなります。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

【対象預金】

通知預金、大口定期預金、スーパー定期預金、変動金利定期預金

【預金規定の改定内容】

1 通知預金規定

改定後	改定前
1、2 省略 3 （証券類の受入れ） <u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u>	1、2 省略 3 （証券類の受入れ） <u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u>

<p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記帳を取り消したうえで、または証書と引換えに、取引店で返却します。</p> <p>4 から 18 省略</p>	<p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記帳を取り消したうえで、または証書と引換えに、取引店で返却します。</p> <p>4 から 18 省略</p>
---	---

2 定期預金規定集

(1) 大口定期預金規定

改定後	改定前
<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえで、または証書と引換えに取引店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえで、または証書と引換えに取引店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>

(2) 自動継続大口定期預金規定

改定後	改定前
<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u></p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p>

<p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>	<p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>
--	--

(3) スーパー定期預金規定

改定後	改定前
<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、または証書と引換えに、取扱店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、または証書と引換えに、取扱店で返却します。</p> <p>4 から 6 省略</p>

(4) 自動継続スーパー定期預金規定

改定後	改定前
<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。</p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。</p>

不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。 4 から 6 省略	不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、取引店で返却します。 4 から 6 省略
---	---

(5) 変動金利定期預金規定

改定後	改定前
<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 証券類は、日銀小切手または当店券に限り受け入れます。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、または証書と引換えに、取引店で返却します。</p> <p>4 から 7 省略</p>	<p>1、2 省略</p> <p>3 (証券類の受入れ)</p> <p><u>(1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</u></p> <p>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取り消したうえ、または証書と引換えに、取引店で返却します。</p> <p>4 から 7 省略</p>

以上